

自転車



『通行方法』が、 かわります！

道路交通法の一部改正
(平成25年12月1日施行)

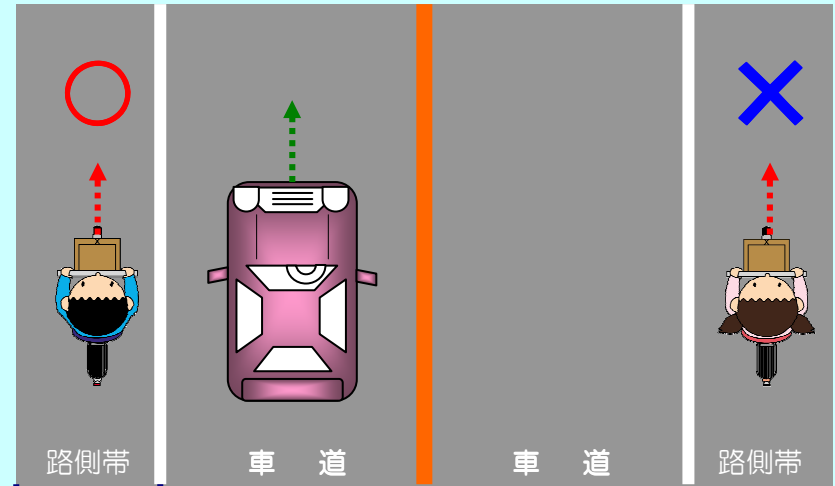
香川県警察

自転車利用者のみなさん！

『路側帯』では車道と同じく、
左側を通行しなければいけません。

※罰則：(通行区分違反)

3月以下の懲役または5万円以下の罰金



『路側帯』って
なに？

「歩行者の通行の用に供し、又は車道の効用を保つため、歩道の設けられていない道路又は道路の歩道の設けられていない側の道路の路端寄りに設けられた带状の道路の部分で、道路標示により区画された部分」のことをいいます。

